

広告掲載取扱要領

「京都市醍醐駐車場屋内壁面」への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

| | | |
|-------|----------------------------|--|
| 広告媒体 | 施設の名称 | 京都市醍醐駐車場 |
| | 施設の所在地 | 京都市伏見区醍醐広畑町30-1 |
| | 施設の設置目的 | パセオ・ダイゴロー西館利用者及び地下鉄利用者の利便の向上，地下鉄利用の促進及びパーク&ライドによる中心区への自動車流入の抑制を図る。 |
| | 開館日，休館日 | 年中無休 |
| | 開館時間 | 営業時間（午前5時～翌日0時30分） |
| | 年間利用台数 | 約 95,000台 (平成18年度実績。このデータは参考であり，年間利用台数を保証するものではありません。) |
| 広告の規格 | 広告掲載位置 | 駐車場の入口及び出口の料金精算所付近の屋内壁面 |
| | 広告の大きさ | 1 枠につき縦2.0m×横1.0m（面積2.0㎡） |
| | 枠数 | 2 枠 |
| 掲載条件 | 広告料金 | 所定の基準に基づき算定する行政財産の目的外使用料として1 枠につき18,720円（月当り1,560円）をお支払いいただきます。（その他の別途の広告料はいただきません。） |
| | 広告掲載期間 | 行政財産の目的外使用に係る許可期間（1年間） |
| | 広告物の掲載方法 | 壁面に広告物を設置（ 図参照 ） |
| | 広告物の作成主体 | 広告物は，広告主において作成していただきます。 |
| | 広告物の掲載主体 | 広告物は，広告主において設置していただきます。（固定方法等は別途調整） |
| | 広告物の提出期限 | 広告掲載期間の初日の前日までに設置していただきます。（別途調整） |
| 掲載の基準 | 関係規定（必ずお読みください） | 京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準 |
| | 広告媒体の目的，性質等に応じ定める個別の広告掲載基準 | なし |

| | | |
|---------------|--------------|---|
| 申込 手続 等 | 申込資格 | 申込資格は、広告主であることとします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで御確認ください。 |
| | 申込方法 | 広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、FAXで以下の申込先に御提出ください。 その他の提出書類については、京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込み後速やかに郵送等によりご提出ください。 |
| | 申込期間 | 平成19年11月2日（金）から随時、申込みを受け付けます。（2枠とも掲載広告が決まりましたら、受付を終了させていただきます。） 書類の受け付けは、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。 |
| | 広告掲載の決定方法 | 京都市広告事業実施要綱等の関係規定に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。 |
| その他 | その他の留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者には、行政財産目的外使用許可申請を行っていただき、許可を受けていただくとともに、その際の許可条件に基づいて広告を掲載していただきます。 ・ 広告掲載までに、広告原稿案の事前審査を受けていただき、承認を受けていただきます。 |
| | お申込み・お問い合わせ先 | 京都市都市計画局都市企画部都市総務課（担当：乃生） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話番号 075-222-3610 FAX番号 075-222-3689 |